
◎意見書案第 6 号 電力料金再値上げの撤回を求め
る意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 21、意見書案第 6 号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書案を議題
に供します。

提出者からの説明を求めます。

4 番、大淵紀夫議員。

〔4 番 大淵紀夫君登壇〕

○4 番（大淵紀夫君） 意見書案第 6 号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

電力料金再値上げの撤回を求める意見書（案）。

表記の意見書を別紙のとおり白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出します。

電力料金再値上げの撤回を求める意見書（案）

北海道電力は 7 月 31 日に電気料金値上げの認可を国に申請した今回の値上げ案は国の認可が必要な家庭
向けの平均が 17.03%、国の認可が不必要な企業向けの平均が 22.61%でどちらも昨年 6 月の値上げの 2 倍
を超える大幅なものである。標準的家庭では 1 カ月 1,069 円、14.78%上がって月学 8,302 円となる。家庭
向けも企業向けも道民の暮らしと営業に重大な影響を及ぼすことは明らかである。今回の再値上げに関して
は節電はもう限界もっと経営努力を示してほしいと道民はもとより経済界、道内自治体からも厳しい批判の
声が上がっている。北電は値上げの理由を泊原発の再稼働の遅れ、電力供給の 8 割を依存する火力発電の燃
料費が急増したためとしている。今回の再値上げ案の発表前に国からは一層の経営努力による経営圧縮を求
める要請があったと報道されている。しかし北電は求められたような経営努力を行わず社長ら重役陣の人権
費も削減せずにもっぱら道民に負担増を押しつける内容である。多くの道民の声に応えた安全な再生可能な
自然エネルギー活用に向けて転換を図るべきである。よって北電が電力料金の再値上げ、認可申請を撤回す
ることを求めること、国や道が認可申請に対して厳しい態度で臨み認可しないことを求めるものである。以
上地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出者は記載のとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明がありましたが、本案に対する質疑を許します。質疑
があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第 6 号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書（案）を原案のとおり決定することに賛成の方

は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。